令和８年度(2026年度)

山口県鳥獣保護区等概要図

狩猟鳥獣の捕獲規制の一部変更

狩猟鳥獣名	区　域	狩猟期間	禁止するくくりわなの輪の直径
イノシシ ニホンジカ	県内全域	11月1日から 3月31日	15cmを超えるもの

※くくりわな架設禁止区域ではくくりわなによる狩猟は禁止されています。

山口県で狩猟される皆さんへ

安全で楽しい狩猟をしていただくために、みんなで次のことを守りましょう。

◎　多発傾向にある狩猟事故を防止するため、次のことを必ず実行しましょう。

1. 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
2. 銃を手にしたときや、銃を手から離すときは、装てんの有無を確認すること。
3. みだりに他人の銃を手にしたり、自分の銃を他人にさわらせないこと。
4. 絶対に酒気を帯びて銃を手にしないこと。
5. 使用する銃に適合した火薬や実包を使用すること。
6. 実包を装てんしていないときでも、銃口を人や建物などに向けないこと。
7. 発砲の必要がおこる直前まで装てんしないこと。また発砲の必要性がなくなったら必ず脱包すること。
8. 安全装置をかけたからといって安心したり、過信しないこと。
9. 銃口へ異物を侵入させないこと。
10. 獲物が狩猟鳥獣であることを確認したのちに、はじめて引鉄に指をかけること。安全と捕獲の自信がなければ発砲しないこと。
11. 水平撃ちをさけること。
12. 疲れたときは猟を中止すること。
13. 万一の事故にそなえてハンター保険や狩猟災害共済制度に加入しておくこと。

◎猟装に注意!!

◎　目立つ色の帽子とベストを必ず着用のこと。迷彩色・迷彩帽は着用しないこと。

◎過信するな!!　安全装置と猟の腕

◎　法令やマナーに反する行為は狩猟者全体の恥です。
**　進んで法令を守るとともに、次のことを実行し、狩猟道徳を向上しましょう。**

1. 農耕地や造林地に踏み込んで、作物や林木に被害を与えないこと。
2. 地域の住民に無用の不安を与えたり、ひんしゅくを買うような行為は厳につつしむこと。
3. 獲物の数を誇るような風習をやめること。
4. 半矢にした獲物は追跡して必ず回収すること。
5. わなやあみに保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放してやること。なお、わなには必ず定められた表示をすること。
6. 先着の狩猟者の先廻りをしないようにすること。
7. 他人が狙っている獲物には銃口を向けないこと。
8. 保護区や休猟区等保護区域を大切にすること。
9. 獲物は現在の狩猟者だけのものではないという考えを持つこと。
10. 山火事を起こさないよう、たき火・タバコに注意すること。
11. イノシシ等の大型獣をつり上げて捕獲する「わな」は架設しないこと。

◎国有林へ入林する場合について

狩猟の目的で国有林・官行造林地へ入林される場合は、入林届の提出が必要ですので**山口森林管理事務所**へ連絡してください。

連絡先　〒753－0094　山口県山口市野田35－1　電話番号 083－922－0386

◎あわてるな!!　獲物の向こうに人がいる

◎　関係法令を守って楽しい狩猟をしましょう。

1. 狩猟鳥獣の種類（法第2条第7項、施行規則第3条）

鳥類	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）、キジ（亜種のコウライキジを含む）、コジュケイ、ヤマシギ（注：別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ 以上26種
獣類	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（注：雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ　以上20種
	但し、次の鳥獣は下記の区域では捕獲が禁止されています。 メスキジ、メスヤマドリ、ツキノワグマ　山口県全域

＿＿の鳥類は「レッドデータブックやまぐち」に絶滅のおそれのある野生生物として掲載されていますので、狩猟の自粛に御協力いただきますようお願いします。

2. 狩猟期間（法第11条第2項、施行規則第9条）

狩猟鳥獣	毎年　11月15日から 翌年　2月15日まで

3. 狩猟禁止場所（法第11条第1項、施行規則第8条）

（1）　鳥獣保護区
（2）　休猟区
（3）　公道
（4）　自然公園の特別保護地区
（5）　区域が明示された都市公園
（6）　原生自然環境保全地域
（7）　社寺境内及び墓地

4. 銃猟の禁止（法第35条第1項、法第38条）

（1）　禁止場所
　ア　特定猟具使用禁止区域（銃器）
　イ　住居が集合している地域、広場、駅その他の多数の者の集合する場所
（2）　禁止時間
　日没から日の出前まで（暦による日没・日の出の時刻）
（3）　禁止の方向
　弾丸の達するおそれのある人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶などの乗物にむかって銃猟すること。

5. 次の狩猟鳥獣は、1日当りの捕獲数が制限されています。

種類	捕獲数制限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ	合計して……5羽以内 （ただし、網猟をする者にあっては、狩猟期間を通じて200羽以内）
エゾライチョウ	2羽以内
ヤマドリ及びキジ（注：亜種のコウライキジを含む）	合計して……2羽以内
コジュケイ	5羽以内
ヤマシギ及びタシギ	合計して……5羽以内
キジバト	10羽以内

6. 猟法の禁止または制限等（法第12条第1項、法第16条、法第36条、規則第10条、規則第17条、規則第45条）

（1）　爆発物・劇薬・毒薬・掘銃・落とし穴・人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわな
（2）　かすみ網を使用する方法
（3）　ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く）
（4）　口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
（5）　飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
（6）　構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
（7）　装薬銃であるライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除き、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る）を使用する方法
（8）　空気散弾銃を使用する方法
（9）　同時に31以上のわなを使用する方法
（10）　鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲をするため、わなを使用する方法
（11）　イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法**（ただし、山口県においては、くくりわなの輪の直径が15センチメートルを超えるもの）**
（12）　ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
（13）　つりばり又はとりもちを使用する方法
（14）　矢を使用する方法
（15）　犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
（16）　キジ笛を使用する方法
（17）　ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

7. 報告等の義務

（1）　狩猟者登録証の携帯、呈示（法第62条第1項及び第2項）
　常に狩猟者登録証を携帯し、請求があれば呈示すること。なお記章は衣服又は帽子の見やすい場所に着用すること。
（2）　捕獲報告（法第66条）
　狩猟の期間が満了した時は、鳥獣の捕獲等をした場所及び鳥獣別の員数を報告すること。
（3）　住所・氏名の変更届出（法第61条第4項）
　変更した日から遅滞なく知事に届け出ること。
（4）　狩猟者登録証の返納（法第65条）
　狩猟の期間が満了した日から30日以内に(2)を記載して返納すること。
（5）　網・わなの設置表示（法第62条第3項、規則第70条）
　使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名並びに狩猟者登録証に記載された知事名、登録年度及び登録番号を一字の大きさが縦１センチメートル以上、横１センチメートル以上の文字で記載した金属又はプラスチック製の標識を付けること。

8. 次の場所で狩猟する場合には占有者の承諾が必要です。

（1）　垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地。
（2）　作物のある土地。

9. その他禁止事項

（1）　狩猟鳥獣以外の鳥獣を捕獲等すること。
（2）　狩猟鳥類のひな及び卵を捕獲等または採取すること。
（3）　ヤマドリを販売すること。
（4）　違反捕獲物の譲り渡し、譲り受け、または販売、加工もしくは保管のため引渡したり、引受けること。
（5）　鳥獣保護区等の標識や施設の移転、汚損、破壊または除去すること。

1. 鳥獣保護区

番号	名称	所在地	面積	期間	特別保護指定区域
1	常栄寺鳥獣保護区	山口市宮野常栄寺一帯	5ha	昭37.11.1 令14.10.31	特別保護指定区域
2	阿知須〃	〃　阿知須杭川〃	1,116	〃	〃
3	禅昌寺山〃	〃　小鯖〃	83	〃	〃
4	常盤〃	宇部市常盤公園〃	947	昭30.11.1 令17.10.31	〃
5	大原湖〃	山口市徳地野谷〃	3,127	昭37.11.1 令17.10.31	〃
6	豊田湖〃	下関市豊田町地吉・河内〃	864	昭35.11.1 令13.10.31	〃
7	羅漢山〃	岩国市本郷本谷・蔭尻嶽・美和町秋掛〃	1,381	昭40.11.1 令17.10.31	〃
8	高照寺山〃	〃　周東町祖生〃	41	昭40.11.1 令17.10.31	〃
9	火の山、雲鷲山〃	下関市前田町火の山〃	900	昭40.11.1 令14.10.31	〃
10	川西〃	岩国市横山〃	661	昭41.11.1 令18.10.31	〃
11	太華山〃	周南市大島〃	30	〃	〃
12	畝波〃	宇部市東畝波区〃	812	昭42.11.1 令9.10.31	〃
13	壁島〃	下関市豊北町壁島〃	300	〃	〃
14	室津半島〃	上関町室津〃	655	昭36.11.1 令9.10.31	〃
15	笠佐島〃	周防大島町笠佐島〃	94	昭42.11.1 令9.10.31	〃
16	氷源山〃	周南市大字富田〃	45	昭43.11.1 令10.10.31	〃
17	峨嵋山〃	光市室積〃	47	昭44.11.1 令11.10.31	〃
18	霜降山〃	宇部市厚東区霜降山〃	730	〃	〃
19	鴻ノ峯〃	山口市滝町〃	282	昭45.11.1 令12.10.31	〃
20	仁保小学校〃	〃　仁保中郷〃	30	〃	〃
21	深坂〃	下関市深坂〃	315	〃	〃
22	江汐〃	山陽小野田市高畑江汐池〃	346	昭46.11.1 令13.10.31	〃
23	寂地山〃	岩国市錦町字佐掛地内〃	1,377	昭47.11.1 令14.10.31	〃
24	岩国山〃	〃　室木町〃	525	〃	〃
25	笠戸島〃	下松市笠戸島〃	1,200	〃	〃
26	鋳銭司〃	山口市長沢〃	182	〃	〃
27	秋吉台〃	美祢市秋芳町・美東町秋吉台〃	3,412	〃	〃
28	歌野〃	下関市菊川町上岡枝〃	1,181	昭47.11.1 令9.10.31	〃
29	長谷〃	〃　久野〃	300	〃	〃
30	角島〃	〃　豊北町角島〃	700	昭47.11.1 令13.10.31	〃
31	清末、小月〃	〃　小月・清末〃	180	〃	〃
32	弥栄〃	岩国市美和町弥栄〃	350	昭48.11.1 令15.10.31	〃
33	平原〃	〃　東谷〃	330	〃	〃
34	中倉〃	〃　由宇町深山〃	310	〃	〃
35	禅定寺〃	山口市小郡山手町〃	494	〃	〃
36	竜王山〃	山陽小野田市竜王山〃	233	〃	〃
37	松岳山〃	〃　山川松岳山〃	48	〃	〃
38	東行庵〃	下関市大字吉田〃	88	〃	〃
39	右城山〃	田布施町室井・大波野、光市大字塩田〃	537	昭39.11.1 令16.10.31	〃
40	八代〃	周南市大字八代〃	1,038	〃	〃
41	向島〃	防府市大字向島〃	32	〃	〃
42	厚狭〃	山陽小野田市大字郡〃	122	〃	〃
43	田代〃	長門市日置中・油谷久富〃	330	〃	〃
44	青海島〃	長門市通島・仙崎・三隅中・三隅下〃	7,810	〃	〃
45	田床山〃	萩市大字椿東〃	1,092	〃	〃
46	宇佐小学校〃	岩国市錦町字佐〃	18	昭49.11.1 令14.10.31	〃
47	狗留孫山〃	下関市豊田町大字杢路子〃	200	昭49.11.1 令16.10.31	〃
48	指月山〃	萩市堀内〃	65	〃	〃
49	阿武川ダム〃	〃　川上高瀬〃	650	〃	〃
50	高野〃	下関市豊浦町高野・大門〃	930	昭50.11.1 令17.10.31	〃
51	桜山〃	美祢市桜山〃	390	昭60.11.1 令17.10.31	〃
52	長野〃	柳井市上長野〃	370	昭51.11.1 令17.10.31	〃
53	台道〃	防府市台道〃	605	昭52.11.1 令9.10.31	〃
54	根笠〃	岩国市美川町根笠〃	600	昭53.11.1 令10.10.31	〃
55	千坊大峯〃	光市室積〃	330	〃	〃
56	桑山〃	防府市桑山〃	67	〃	〃
57	宇生〃	萩市大字下田万宇生〃	310	〃	〃
58	海苔石〃	〃　大字須佐高山〃	759	昭54.11.1 令11.10.31	〃
59	天神山〃	防府市多々良〃	270	昭57.11.1 令13.10.31	〃
60	長野山〃	周南市長野山〃	1,079	昭57.11.1 令14.10.31	〃
61	美祢ダム〃	美祢市大嶺町〃	598	〃	〃
62	十種ヶ峯〃	山口市阿東十種ヶ峯〃	442	〃	〃
63	夏木原〃	萩市大字佐々並〃	175	昭58.11.1 令15.10.31	〃
64	江良〃	下関市豊浦町江良〃	145	昭60.11.1 令17.10.31	〃
65	長門峡〃	山口市阿東生雲中〃	825	昭60.11.1 令18.10.31	〃
66	トウジ山〃	萩市大字明木〃	513	〃	〃
67	鋳銭司南〃	山口市鋳銭司〃	305	昭62.11.1 令9.10.31	〃
68	むつみ〃	萩市大字吉部高佐下〃	67	昭62.11.1 令9.10.31	〃
69	奈古〃	阿武町大字奈古〃	910	昭63.11.1 令9.10.31	〃
70	琴石山〃	柳井市柳井〃	26	平元.11.1 令4.10.31	〃
71	荒滝〃	宇部市大字東吉部〃	680	平4.11.1 令14.10.31	〃
72	東倉、丸山ダム〃	宇部市大字東吉部〃　宇部市大字川上〃　萩市大字川上〃　萩市大字紫福〃　萩市大字椿東〃　萩市大字椿〃　萩市大字椿東〃　萩市大字椿〃　萩市大字椿東〃　萩市大字椿